平成２３年（フ）第１１７号
岐阜県海津市南濃町田鶴398番地16
債務者　後藤　照代
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１７６０号
名古屋市瑞穂区密柑山町１丁目５番地の８
スエルテタウンＣ号
債務者　小島竜一こと　徐　　龍
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３９号
愛知県豊田市美里４丁目４番地２　神池ハイツＢ―203号、従前の住所愛知県豊田市美里５丁目18番地12
債務者　宮條　雅友
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来4082番地の１
道浦愼也方、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡上富田町朝来4014番地
債務者　道浦八枝子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第３４９９号
大阪府四條畷市岡山２丁目１番53号　エミネンスムラカワ302
債務者　植田　陽恵
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８０６号
大阪府門真市幸福町24番８号
債務者　髙野　義敬
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８０７号
大阪府門真市幸福町24番８号
債務者　髙野きく子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９５７号
大阪市住吉区東粉浜２丁目17番18号
債務者　村上　　愛（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５７６号
大阪府茨木市白川３丁目２番５―707号
債務者　山口　里美（旧姓岡本・松田）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６４６号
大阪市住之江区南港中５丁目５番31―215号
債務者　石橋　勢子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７７７号
大阪市淀川区三国本町３丁目８番５―608号
債務者　鳥居　輝久
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８３６号
大阪市住吉区長居西２丁目14番９―303号グランドールまこと
債務者　芝　　享子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８９９号
大阪市旭区高殿４丁目22番５号　大宮町住宅314号、住民票上の住所大阪市東成区大今里南１丁目20番３号
債務者　畑中　　豊
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９１６号
大阪府門真市小路町１番12―608号
債務者　橋本　重子（旧姓舛谷）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９５７号
大阪府茨木市東太田４丁目７番９号の６
債務者　茨木　育子（旧姓北本）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９９１号
大阪府四條畷市中野本町９番16号
債務者　林　　紀昭
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０１４号
大阪府高槻市柱本新町１―Ｂ―18―302、住民票上の住所大阪府寝屋川市上神田１丁目15番７号
債務者　大峯　勝広
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部